



悪質商法に注意!!

◆悪質商法とは

悪質商法とは、一般消費者を対象に、組織的、反復的に敢行される取引であって、その商法自体に違法または不当な手段、方法が組み込まれたものをいいます。

特に、悪質業者は、言葉巧みに高齢者の「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安をあり、親切にして信用させ、年金、貯蓄など大切な財産を狙っています。

◆こんな誘いに気をつけて!

・出資金商法

金融取引の許可がない者が「未公開株を買いませんか。値上がり確定。必ず儲かります」等と勧誘する詐欺的商法。

・押しつけ商法

高額な商品や不要な商品を販売するため、家へ上がり込んで長時間居座ったり、「買つまで帰らない」

などと大声で脅かしたりして、高額な羽毛布団や消火器、果物等を無理矢理売りつける商法。

・睡眠商法（SF商法）

日用品や食料品などの無料配布や格安販売名目で会場に人を集め、商品を買わなければ損だという雰囲気になり上げ、購入者の判断力を失わせて高額な商品を売りつける方法。

・その他、霊感商法、点検商法、資格商法、マルチ商法があります。

◆悪質商法被害防止の心得

・「儲かります」

そんな言葉にご用心

うまい話や絶対儲かる話には、必ず大きな落とし穴があります。

・何の用?

しっかり聞こう身分と要件

決して、曖昧な返事をしない。

・勇気を出し、はっきり言おう

「ごめんと」

キツパリ、ハッキリ、断る!

・迷ったら、

一人で決めず、まず相談

一人で判断せず、家族、知人、相談機関に相談する。

・簡単に契約書に署名、押印しない

悪質業者は、言葉巧みにすぐ契約をするよう迫ってきます。

◎不安を感じたとき、トラブルに巻き込まれたときは、お近くの警察署や交番所、または警察総合相談

電話「#9110」へご相談ください。



消防署だより

消火栓や防火水そうの

付近は駐車禁止

火災が発生した場合に、消防車が消火のために使用する水利（水源）には、水道消火栓や防火水そう、井戸、川など、いくつもの種類があります。その中には地下式の水道消火栓や防火水そうなど、道路や歩道、空き地などの地面に埋設されたものが多くあります。

そのため、消火栓や防火水そうの上、またはその付近に車両を駐車してしまうと、消防車が消火に使用する水を吸い上げることができなくなり、消火活動に支障をきたしてしまいます。消火栓や防火水そうの上、またはその付近に車両を駐車することは法律でも禁止されていますので駐車されないようお願いいたします。

また、積雪時には地下式の水利は雪に埋もれてしまうことがあります。自宅近くにある水利付近の除雪にご協力をお願いします。



▲地下式の水道消火栓（例）

◆道路交通法で

駐車を禁止されている場所

（消火水利の周辺）

- ・消火栓から5メートル以内の部分
- ・防火水そうの吸水口もしくは吸管投入口から5メートル以内の部分
- ・防火水そうの側端、またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- ・指定消火水利（プール、池、井戸、河川等）の標識が設置されている位置から5メートル以内の部分

平成24年 安八町消防統計 (単位:件)

		平成24年	平成23年
火災	建物	4	6
	林野	0	0
	車両	1	1
	その他	1	2
	計	6	9
救急	出動件数	531	579
	搬送件数	519	578
救助		2	6